

II. ドーピングコントロール

- (1) 本競技会は、WAアンチ・ドーピング規則および規程、もしくは日本アンチ・ドーピング規程に基づく競技会(時)ドーピング検査対象大会である。競技会(時)検査は大会前日 23 時 59 分から検査が終了するまでの期間であり、尿又は血液（或いは両方）の採取が行われる。検査該当者は検査員の指示に従って検査を受けること
- (2) 競技会(時)検査の対象となった場合、顔写真付きの身分証明書が必要となる。顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、または顔写真が鮮明なパスポートコピーなどを持参すること
- (3) 本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従いドーピング検査の対象となることに同意したものとみなす。
- (4) 本競技会参加者は、JADA クリーンスポーツ・アスリートサイト(<https://www.realchampion.jp>)を利用して、アンチ・ドーピングについて事前に学習しなければならない。
- (5) 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること
- (6) 競技会(時)・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となることがあることに留意すること
- (7) TUE申請については、禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は”治療使用特例(TUE)”の申請を行わなければならない。詳細については、
日本陸連医事委員会のウェブサイト:<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/medical/>
又は JADA のウェブサイト:<https://www.realchampion.jp/resources/000162.html>
を確認すること。禁止物質・禁止方法についてTUEが付与されている場合には、その証明書(コピーで可)をドーピング検査の際に担当検査員へ提出すること
- (8) WAアンチ・ドーピング規則および規程、日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、WAまたは JADA のウェブサイトにて事前に確認すること